

議案第 2 2 号

北本市下水道条例の一部改正について

北本市下水道条例の一部を次のように改正する。

令和 7 年 2 月 2 0 日 提出

北本市長 三 宮 幸 雄

北本市下水道条例の一部を改正する条例

北本市下水道条例（昭和 5 5 年条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 1 項第 9 号中「第 4 号」を「第 5 号」に、「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改め、同号を同項第 1 0 号とし、同項中第 8 号を第 9 号とし、第 3 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量 1 リットルにつき 3 8 0 ミリグラム未満

附 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 3 条第 1 項の改正規定（「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める改正規定を除く。）は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第 1 3 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後に公共下水道を使用する者について適用し、同日前に公共下水道を使用した者については、なお従前の例による。